

厚木市公契約条例の手引



目次

1	条例制定の背景・経緯	1
2	対象公契約の範囲	2
3	対象労働者の範囲	3
4	労働報酬下限額	4
5	労働の対価と労働報酬下限額の比較	5
6	労働状況台帳の作成・提出	10
7	労働者等への周知	12
8	労働者等からの申出	13
9	市が行う調査等の対応	14
10	労働者等・受注関係者との契約	15
11	労働者の方へ	16

資料・様式

資料 1	対象公契約の事務の流れ	18
資料 2	工事請負契約の職種の定義・作業内容	19
様式 1	基準額計算表（工事用）	25
様式 2	基準額計算表（委託、指定管理用）	27
様式 3	労働状況台帳	29
様式 4	周知文例（工事用）	30
様式 5	周知文例（委託、指定管理用）	32
様式 6	申出書	33
様式 7	立入調査員証明書	34
様式 8	調査結果報告書	35
様式 9	是正内容報告書	36
様式 10	誓約書	37
様式 11	確認書	38

関係法令等

- ・厚木市公契約条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 39
- ・厚木市公契約条例施行規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 43
- ・労働基準法（抜粋）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 47
- ・警備業法（抜粋）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 48
- ・厚木市工事請負契約に係る競争入札の参加停止及び
指名停止等措置要綱（抜粋）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 49
- ・地方自治法（抜粋）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 55
- ・最低賃金法（抜粋）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 56

用語の定義

公契約	市が締結する工事又は製造その他についての請負契約及び指定管理協定
受注者	市と公契約を締結する者
受注関係者	下請、再委託その他いかなる名称によるかを問わず、市以外の者から公契約に係る業務の一部について請け負う者 受注者又は の者へ労働者を派遣する者
労働者等	受注者又は受注関係者に雇用され、公契約に係る業務に従事する労働基準法第9条に規定する労働者（同居の親族のみを使用する事業又は事務所に使用される者を除く。） 自らが提供する労働の対価を得るため、受注者又は受注関係者から公契約に係る業務を請け負う者（いわゆる一人親方）
労働の対価	労働者等が受注者又は受注関係者から得る賃金、請負代金
対象公契約	「労働報酬下限額」を適用する公契約
労働報酬下限額	対象公契約に従事する労働者等に支払われるべき1時間当たりの労働の対価の下限の額
対象労働者	対象公契約に従事する労働者等

1 条例制定の背景・経緯

建設産業は、建物の建築、道路や下水道の整備など、大きな社会的役割を担う重要な産業です。

しかし、その就業者数は、総務省の労働力調査によると、平成9年をピークに減少を続け、新規入職者の減少や高い離職率により、他の業種と比べて急速に高齢化が進んでおり、このまま若年者等の入職が進まなければ、将来的には人材が不足することが危惧されます。

就労者数減少の原因は様々なことが考えられますが、他の産業と比べて賃金が低いことが大きな原因の一つと言われており、地域建設業を安定的に確保するためには、建設労働を魅力のあるものにしていくことが必要です。

また、他の自治体においては、低価格入札のしわ寄せが労働者の賃金や研修費におよび、業務の質の低下や契約不履行の発生に繋がっています。

このように、労働者の賃金の低下は、労働意欲の減退による事務事業の質の低下、後継者不足や労働力の他事業への流出による建設産業の衰退を招くおそれがあることから、「厚木市公契約条例」を制定し、労働者の労働環境の整備並びに公契約に係る事務及び事業の質の向上を図り、もって地域経済の健全な発展に寄与しようとするものです。

厚木市では、平成23年度に庁内検討委員会、平成24年度に外部委員からなる検討協議会、意見交換会、パブリックコメント、事業者団体・労働者団体との懇談会を実施した上で、条例案を策定し、平成24年厚木市議会12月定例会で提案・可決されました。(平成24年12月25日公布)

2 対象公契約の範囲

基本方針や市と受注者の責務は、市が締結するすべての公契約に適用されますが、労働報酬下限額については、一部の公契約に限って適用されます。

条例の目的を鑑みると、全ての公契約に労働報酬下限額を適用させることが望ましいのですが、条例の実効性を確保するため、受注者に労働状況等を記載した台帳を作成していただく必要があることから、対象の範囲を限定し、施行状況を検証していくものです。

対象となる公契約の範囲は、次のとおりです。

- (1) 予定価格 1 億円以上の工事請負契約
- (2) 予定価格 1,000 万円以上の次に掲げる業務委託契約（労働者等に該当しない者のみを使用する者（自治会等）と随意契約を締結する場合は除きます。）
 - 庁舎その他の建物（その敷地を含む。）における清掃、警備（警備業法（昭和47年法律第117号）第2条第5項に規定する機械警備業務に関するものを除く。）
 - 駐車場管理、受付、案内又は電話交換に関する契約
 - 道路、公園その他の施設の清掃に関する契約
 - 給食の調理に関する契約
- (3) 老人憩の家と社会教育集会所を除く指定管理協定

3 対象労働者の範囲

対象労働者が広範囲にわたると、市や受注者の監理が及ばず、条例の実効性の確保が困難となるおそれがあるため、対象公契約に係る業務に従事する労働者等を対象とし、工事材料の製造に従事する方などの公契約に係る業務に直接従事しない労働者等は対象外とします。

なお、工事請負契約については、農林水産省及び国土交通省が公共工事の積算に用いるため毎年度決定する公共工事設計労務単価に掲げる職種の業務に従事する方に限ります。

労働者等の定義

受注者又は受注関係者に雇用され、公契約に係る業務に従事する労働基準法（昭和22年法律第49号）第9条に規定する労働者（正社員、パートタイマー、アルバイト、日雇い労働者、派遣労働者）

自らが提供する労働の対価を得るため、受注者又は受注関係者から公契約に係る業務を請け負う者（いわゆる一人親方）

労働者等に該当しない者

同居の親族のみを使用する事業又は事務所に使用される者

労働基準法第9条に規定する労働者ではない者（ボランティア、会社役員等）

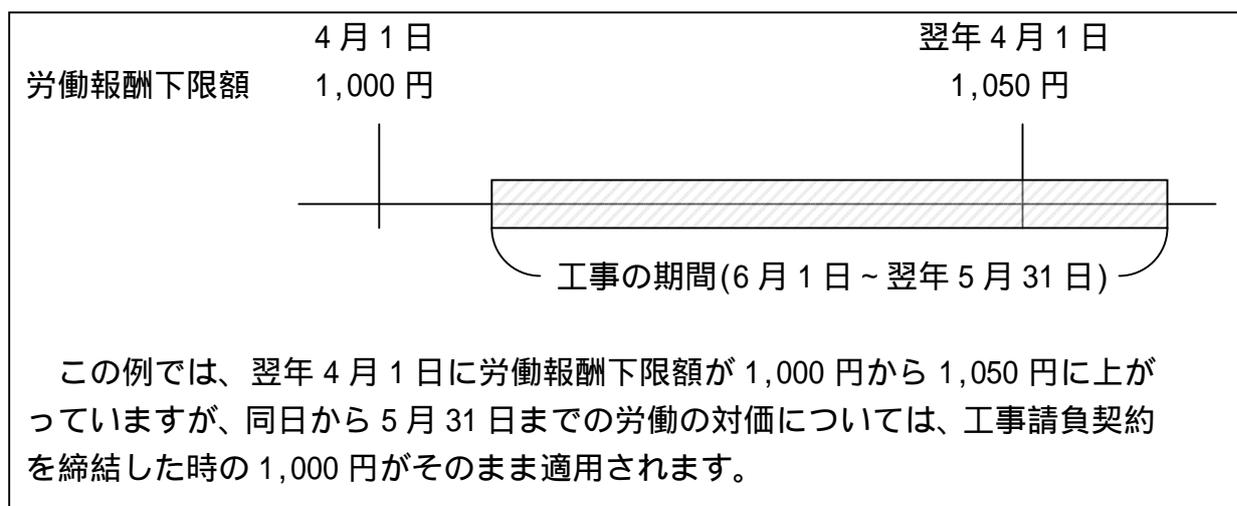
公契約に係る業務に直接従事しない者（事務員、材料の製造に従事する者、家事使用人等）

工事請負契約における現場代理人、主任技術者、監理技術者

4 労働報酬下限額

労働報酬下限額とは、対象労働者に対して支払われるべき1時間当たりの労働の対価の下限額をいい、公共工事設計労務単価、地域別最低賃金、その他公的機関が定める労務単価の基準等を勘案し、厚木市労働報酬審議会の意見を聴いた上で決定します。

対象公契約の履行期間が複数年度にまたがる場合は、契約又は基本協定を締結した時の労働報酬下限額が適用されます。



5 労働の対価と労働報酬下限額の比較

対象労働者に支払われる労働の対価は、基準額（労働報酬下限額と公契約に係る業務に従事した時間数を基に算出した額）を下回ってはなりません。

比較する際の、労働の対価と基準額の算出方法は次のとおりです。

なお、労働の対価と基準額を算出・比較する計算表を厚木市ホームページに掲載しておりますので、確認する際にご利用ください。

(1) 労働の対価の範囲

工事請負契約の対象労働者のうち、労働基準法第9条に規定する労働者

【労働の対価に含める手当等】

区分	手当等の例
基本給相当額	基本給（定額給）、出来高給等
諸手当	家族手当、通勤手当、都市手当、住宅手当、現場手当、技能手当、有給休暇手当、精勤手当等
割増賃金等	時間外割増賃金、休日割増賃金、深夜割増賃金、法定内労働時間の賃金
臨時の給与	賞与（ボーナス等）、その他の臨時の賃金等
実物給与	通勤用定期・食事等

【労働の対価に含めない手当等】

区分	手当等の例
特殊な労働に対する手当	突貫手当等
仕事が無いために労働者を休業させた場合に支給される手当	休業手当等
本来は経費にあたる手当	工具手当、車両手当、遠隔旅費手当、携帯電話手当等
対象公契約に係る業務以外の業務に対して支給される手当	調理手当、送迎車運転手当等

工事請負契約の対象労働者のうち、自らが提供する労働の対価を得るため、受注者又は受注関係者から公契約に係る業務を請け負う者（いわゆる一人親方）

対象公契約に係る作業に従事するために締結した請負契約における請負代金（消費税及び地方消費税に相当する額を除く。）

業務委託契約及び指定管理協定の対象労働者

【労働の対価に含める手当等】

区分	手当等の例
基本給相当額	基本給（定額給）、出来高給等
諸手当	都市手当、住宅手当、現場手当、技能手当等
割増賃金等	時間外割増賃金、休日割増賃金、深夜割増賃金、法定内労働時間の賃金
実物給与	食事等

【労働の対価に含めない手当等】

区分	手当等の例
臨時に支払われる賃金	結婚手当等
1箇月を超える期間ごとに支払われる賃金	賞与等
最低賃金において算入しないことを定める賃金	精皆勤手当、通勤手当、家族手当
対象公契約に係る業務以外の業務に対して支給される手当	送迎車運転手当等

(2) 労働の対価の算出方法

対象労働者が1箇月の中で、対象公契約に係る業務と対象公契約以外の業務に従事した場合、対象公契約に係る業務に対して支払われた手当以外の労働の対価については、それぞれの業務に従事した労働時間の割合に応じて按分します。

また、工事請負契約の対象労働者に支払われる手当等のうち、通勤手当や賞与のように、複数月分がまとめて支払われるものについては、直近に支払われた額を1箇月あたりに換算したものを使用します。

【複数月分の手当等を1箇月あたりに換算するときの例】

<p>4/1～6/15の勤務に対し賞与150,000円を支給した場合 4/1～4/30で1月、5/1～5/31で1月、6/1～6/15は15日÷30日=1/2月 2 1/2月 150,000円÷2 1/2月=60,000円</p> <p>このように、複数月分が支払われた手当の対象期間に月数だけでなく日数がある場合は、その日数を30日で除します。</p>
--

【労働の対価の算出例（工事請負契約）】

労働時間例

労働区分	所定労働時間	所定外労働時間		
		1日8時間、週40時間以内の分 (法定内労働)	1日8時間、週40時間超の分 (時間外労働)	休日労働
公契約分	120:00	2:00	14:45	7:30
その他分	22:30			
有給休暇	7:30			
合計	150:00	2:00	14:45	7:30

賃金例

賃金区分	支給額	支給月	備考
基本給	220,000	当月	月額支給
資格手当	20,000		所有する資格に対して月額支給
運転手当	500		公契約に従事した際の特殊車運転に対して支給
割増賃金	46,594		法定内労働も割増賃金(125%)を支給(1) 時間外 16.75時間分 31,406.25円 休日 7.5時間分 15,187.5円 (2)
通勤手当	30,000	前月以前	6箇月分を支給
賞与	120,000		本来、6箇月の勤務成績に対して支給されるが、途中採用であるため、2箇月1日に対して支給

労働の対価

賃金区分	1箇月分の支給額	労働の対価	労働の対価の計算方法
基本給	220,000	176,000	$220,000 \times 120 \div 150$
資格手当	20,000	16,000	$20,000 \times 120 \div 150$
運転手当	500	500	公契約に係る業務に対して支払われた手当であるため、全額が対象
割増賃金	46,594	46,594	公契約に係る業務に対して支払われた手当であるため、全額が対象(2)
通勤手当	(3) 5,000	4,000	$5,000 \times 120 \div 150$
賞与	(4) 59,016	47,212.8	$59,016 \times 120 \div 150$
合計		291,788	1円未満の端数切り上げ

1 この例では、法定内労働分に時間外割増賃金(125%)を支払っていますが、労働基準法上、割増率を乗じる前の額(100%)で可とされています。

2 この例では、分単位の支給を行っているが、30分未満切り捨て30分以上切り上げで計算している場合は、それぞれの計算を30分未満切り捨て30分以上切り上げで行います。

3 1箇月分の通勤手当の計算 $30,000 \text{円} \div 6 \text{月} = 5,000 \text{円}$

4 1箇月分の賞与の計算 $120,000 \text{円} \div (2 \text{月} + 1 \text{日} \div 30 \text{日}) = 59,016 \text{円}$

(3) 基準額の算出方法

基準額は、労働報酬下限額に公契約に係る業務に従事した時間数を乗じて算出しますが、時間外労働、休日労働又は深夜労働を行わせた場合は、その労働時間数に割増率を乗じます。

各労働時間に乗じる割増率は次のとおりです。

区分		割増率
所定労働時間		100%
所定外労働時間	法定内労働時間	100%
	時間外労働時間	125%
	休日労働時間	135%
深夜労働時間		25%

1日の所定労働時間が7時間30分の場合、2時間の残業をすると、はじめの30分が法定内労働時間、残りの1時間30分が時間外労働時間となります。

ただし、2時間すべてに割増賃金(125%以上)が支給されている場合、その2時間は時間外労働時間としてください。

ただし、対象労働者が、最低賃金法第7条に規定する最低賃金の減額の特例を受けた者である場合には、労働報酬下限額から、労働報酬下限額に都道府県労働局長の許可を受けた際の減額率を乗じて得た額(1円未満の端数切り捨て)を減じた額から基準額を算出します。

【最低賃金の減額の特例を受けた者の例】

労働報酬下限額：1,503円

都道府県労働局長の許可を受けた際の減額率：10%

1,503円 - (1,503円 × 0.1) = 1,353円

1,353円に労働時間数を乗じて、基準額を算出します。

なお、基準額の計算時に1円未満の端数が生じた場合は、端数を切り捨てます。具体的には、次のときに端数処理を行います。

労働報酬下限額に割増率を乗じて得た額(以下「割増下限額」といいます。)

に端数が生じたとき

労働報酬下限額又は割増下限額に労働時間数を乗じて得た額に端数が生じたとき

【基準額の算出例】

労働報酬下限額：1,503 円

対象公契約に係る業務に従事した労働時間

所定労働：120 時間

所定外労働（法定内）：2 時間（割増賃金（125%）を支給）

所定外労働（時間外）：14 時間 45 分

所定外労働（休日）：7 時間 30 分

所定外労働（法定内）は、割増なしの賃金（100%）を支払えばよいこととされていますが、この例では割増賃金（125%）を支給しているため、2 時間は所定外労働（時間外）に含めて、基準額を算出します。

・ 割増下限額の計算

所定外労働（時間外）

$$1,503 \text{ 円} \times 1.25 = 1,878.75 \text{ 円} \quad 1,878 \text{ 円}$$

所定外労働（休日）

$$1,503 \text{ 円} \times 1.35 = 2,029.05 \text{ 円} \quad 2,029 \text{ 円}$$

・ 割増賃金の基準額の計算

所定労働

$$1,503 \text{ 円} \times 120 \text{ 時間} = 180,360 \text{ 円}$$

所定外労働（時間外）

$$1,878 \text{ 円} \times (2 \text{ 時間} + 14 \text{ 時間 } 45 \text{ 分}) = 31,456.5 \text{ 円} \quad 31,456 \text{ 円}$$

所定外労働（休日）

$$2,029 \text{ 円} \times 7 \text{ 時間 } 30 \text{ 分} = 15,217.5 \text{ 円} \quad 15,217 \text{ 円}$$

合計

$$180,360 \text{ 円} + 31,456 \text{ 円} + 15,217 \text{ 円} = \underline{\underline{227,033 \text{ 円}}}$$

6 労働状況台帳の作成・提出

対象労働者から申出があった場合に事実確認の資料として使用するため、対象公契約の受注者には、労働状況台帳（以下「台帳」といいます。）を作成していただき、その写しを市へ提出していただきます。

台帳の作成・提出方法は次のとおりです。

厚木市ホームページに公開している台帳の書式をダウンロードしてください
台帳には、対象労働者の氏名、業種、労働時間等の個人情報に記載しますので、台帳を市へ提出することについて、記載される労働者の同意を得てください。

月ごとにシートを作成します。受注関係者がある場合は、事業者ごとにファイルを作成してください。

受注者は、対象労働者全員分の台帳を期日までに市へ提出してください。

台帳、労働状況を示す書類（タイムカード等）の保存期間は3年間とします。労働基準法上、賃金台帳等の労働関係に関する重要な書類の保存期間は3年間とされており、これらの書類と同様に保存してください。

【提出方法】

電子メールにより提出してください。

メールアドレス：0700@city.atsugi.kanagawa.jp

【台帳提出期日】

ア 履行期間又は指定期間が、6ヶ月以内のもの

提出回	基準日	提出対象	提出期日()
第1回	対象公契約に係る労働の対価の最初の支払日	基準日が属する月の末日までに支払われる労働の対価	基準日が属する月の翌月の10日
第2回	対象公契約に係る労働の対価の最終支払日	全期間の労働の対価	

イ 履行期間又は指定期間が、6ヶ月超1年以下のもの

提出回	基準日	提出対象	提出期日()
第1回	対象公契約に係る労働の対価の最初の支払日	基準日が属する月の末日までに支払われる労働の対価	基準日が属する月の翌月の10日
第2回	履行期間又は指定期間の中間日(履行期間又は指定期間の日数が偶数の場合は、後半の初日)		
第3回	対象公契約に係る労働の対価の最終支払日	全期間の労働の対価	

ウ 履行期間又は指定期間が、1年超のもの

提出回	基準日	提出対象	提出期日()
第1回	対象公契約に係る労働の対価の最初の支払日	基準日が属する月の末日までに支払われる労働の対価	基準日が属する月の翌月の10日
第2回以降	前回の基準日から6月を経過した日		
最終回	対象公契約に係る労働の対価の最終支払日	全期間の労働の対価	

提出期日が土曜日、日曜日又は祝日の場合は、直後の営業日とします

【台帳提出期日の例】

<p>履行期間：4月15日～6月30日 受注者の賃金締日・支払日：20日締め、翌月20日払い 受注関係者の賃金締日・支払日：末日締め、翌月25日払い</p> <p style="text-align: center;">4/15 (契約日) 6/30 (履行期限)</p> <p style="text-align: center;">実際に業務を行った期間(4/21～6/25)</p>
<p>受注者が労働の対価を支払う日は6月20日(4/21～5/20分)、7月20日(5/21～6/20分)、8月20日(6/21～6/25分)、受注関係者が労働の対価を支払う日は5月25日(4/21～4/30分)、6月25日(5/1～5/31分)、7月25日(6/1～6/25分)であるため、第1回は基準日が5月25日、提出期日が6月10日となり、第2回は基準日が8月20日、提出期日が9月10日となります。</p>

7 労働者等への周知

対象労働者に支払われる労働の対価の額は、重大な個人情報であることから、労働状況台帳の記載項目とはしておりませんので、基準額以上であるか否かは、対象労働者本人に確認していただくこととなります。

このとき、対象労働者が対象公契約であることを知らなければ、その確認や次ページの申出ができないことから、受注者には、対象労働者に対する周知を行っていただきます。

周知は、書面を業務が行われる作業場の見やすい場所に掲示するか、交付により行うこととしておりますので、文案を参考に書面を作成してください。

8 労働者等からの申出

対象労働者は、労働の対価が支払われない場合や労働の対価が基準額を下回る場合は、市か受注者にその事実を申し出ることができます。

- (1) 対象労働者は、対象公契約に係る業務に従事した時間、その他の業務に従事した時間、労働の対価の内訳を把握・管理し、労働の対価が基準額を下回っていないか確認してください。

厚木市ホームページに確認のための計算表を掲載しております。

- (2) 労働の対価が基準額を下回る場合、対象労働者は、申出書に必要事項を記入し、市か受注者へ提出してください。

- (3) 受注者は、対象労働者から問い合わせや申出があった場合、誠実に対応し、基準額を下回っていたことが確認できた場合は、速やかに不足分の支払いを行ってください。

また、申出があった場合には、対象労働者本人に調査結果を回答するとともに、市へ報告書を提出してください。

- (4) 受注者は、対象労働者が申出をしたことを理由とした解雇、請負契約の解除その他不利益な取扱いを受けないようにしなければなりません。

受注者が解雇等を行わないことはもちろん、受注関係者が解雇等を行わないよう、適切な指導・監督等を行ってください。

9 市が行う調査等の対応

対象労働者から市へ申出があり、その事実等を確認するため必要があると認める場合や、対象契約において定められた事項の遵守状況を確認するため必要があると認める場合は、受注者に対し、報告や資料の請求、立入調査を行います。

調査等の対象が受注関係者となることもありますので、下請契約や再委託契約等を締結する際には、市が調査等を行うことについて合意を得るようにしてください。

調査等の結果、対象公契約に定められた事項に違反していると認められるときは、当該違反を是正するための措置を講ずるよう受注者に求めますので、受注者は、速やかに是正措置を講じ、その内容を市に報告してください。

なお、市が行う調査等や是正要求に関し、次の事項に該当する場合は、違約金の徴収、契約の解除、指定の取消又は指定業務の停止命令を行うことがあります。この場合、厚木市工事請負契約に係る競争入札の参加停止及び指名停止等措置要綱に基づく入札参加の停止やその事実の公表を併せて行います。

受注者又は受注関係者が報告や資料の提出をしない場合

受注者又は受注関係者が虚偽の報告や資料の提出をした場合

受注者又は受注関係者が立入調査の拒否、妨害又は忌避をした場合

受注者が是正措置を講じない場合

受注者が是正措置の報告をしない場合

受注者の是正報告が虚偽であった場合

10 受注関係者・労働者等との契約

労働報酬下限額は、対象公契約に係る業務に従事する労働者等に適用されるため、業務の一部を他の者に請け負わせる場合には、あらかじめ対象公契約であることを明らかにし、基準額以上の労働の対価を支払うこと等の同意を得る必要があります。

同意のない相手を受注関係者とし、トラブルが発生した場合、受注者の責を問うことがありますので、誓約書を提出させるなど、受注関係者の選定時には、注意をお願いいたします。

また、工事請負契約においては、労働者等と職種の認識に相違が生じることが考えられるため、確認書を取り交わすなど、合意形成に努めてください。

誓約書、確認書の見本を厚木市ホームページに掲載しています。

11 労働者の方へ

対象公契約に従事するときは、次のことに注意してください。

(1) 労働者として雇われる方

雇われるときの注意

賃金額、契約期間、所定労働時間、休日、賃金の締日・支払日を必ず確認してください(対象公契約が工事の場合は、主に従事する業務内容(職種)も。)

工事の「主に従事する業務内容(職種)」は、雇用者と労働者の言い分が違わないよう、確認書を取り交わすなど、特にしっかり確認してください。確認書の見本は、厚木市ホームページに掲載しています

働くときの注意

対象公契約に従事した日、時間を記録しておいてください。また、同じ雇用者の下、その他の業務(対象公契約以外の業務)に従事した場合には、その他の業務に従事した日、時間も記録しておいてください。

賃金が支払われたときの注意

賃金が基準額以上か確認し、基準額に満たない場合は、厚木市か対象公契約の受注者(いわゆる元請け)に申し出てください。賃金が基準額以上であるか確認するための計算表、申出書は厚木市ホームページに掲載しています。

厚木市では、個別の御相談に応じますので、御不明な点等ありましたら、契約検査課へ御連絡ください。

(2) 一人親方として請け負う方

請け負うときの注意

請負代金額、契約期間、請負代金の支払方法・支払日を必ず確認してください(対象公契約が工事の場合は、請け負う業務内容(職種)も。)

工事の「請け負う業務内容(職種)」は、発注者と受注者の言い分が違わないよう、確認書を取り交わすなど、特にしっかり確認してください。

働くときの注意

一人親方の請負契約が、対象公契約とその他の業務を含んでいる場合は、それぞれの業務を行った日、時間を記録しておいてください。

請負額が支払われたときの注意

請負額が基準額以上か確認し、基準額に満たない場合は、厚木市か対象公契約の受注者(いわゆる元請け)に申し出てください。請負額が基準額以上であるか確認するための計算表、申出書は厚木市ホームページに掲載しています。

厚木市では、個別の御相談に応じますので、御不明な点等ありましたら、契約検査課へ御連絡ください。

公契約条例に関するお問い合わせ・御相談

〒243-8511

神奈川県厚木市中町3 - 17 - 17

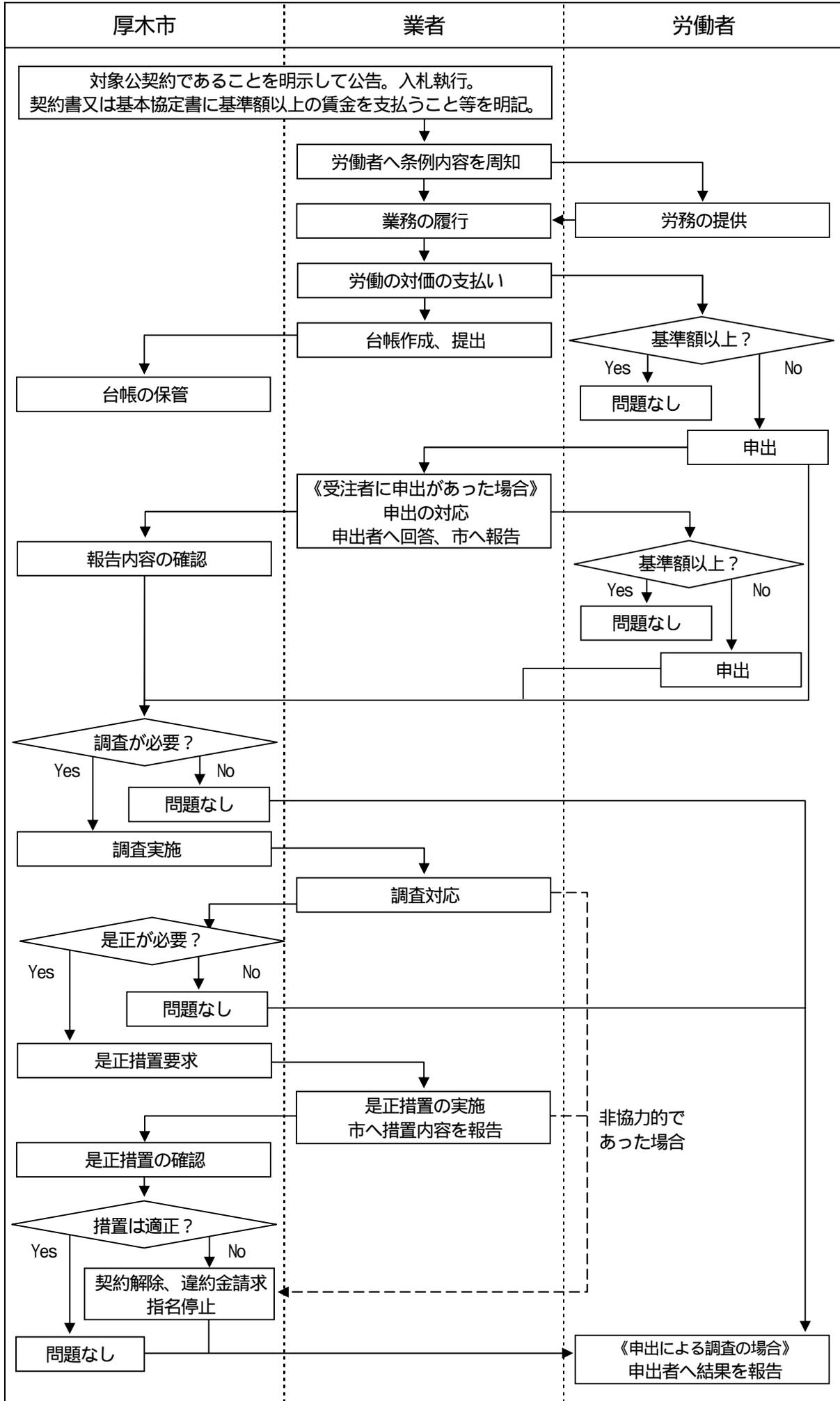
厚木市総務部契約検査課（本庁舎3階）

電話番号：046-225-2080

F A X：046-223-4058

メー ル：0700@city.atsugi.kanagawa.jp

対象公契約の事務の流れ



工事請負契約の職種の定義・作業内容

職種	定義・作業内容
01 特殊作業員	<p>相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの</p> <p>a. 軽機械（道路交通法第 84 条に規定する運転免許ならびに労働安全衛生法第 61 条第 1 項に規定する免許、資格および技能講習の修了を必要とせず、運転および操作に比較的熟練を要しないもの）を運転または操作して行う次の作業</p> <p>イ．機械重量 3t 未満のブルドーザ・トラクタ（クローラ型）・バックホウ（クローラ型）・トラクタショベル（クローラ型）・レーキドーザ・タイヤドーザ等を運転または操作して行う土砂等の掘削、積込みまたは運搬</p> <p>ロ．吊上げ重量 1t 未満のクローラクレーン、吊上げ重量 5t 未満のウインチ等を運転または操作して行う資材等の運搬</p> <p>ハ．機械重量 3t 未満の振動ローラ（自走式）、ランマ、タンバ等を運転または操作して行う土砂等の締固め</p> <p>ニ．可搬式ミキサ、パイプレータ等を運転または操作して行うコンクリートの練上げおよび打設</p> <p>ホ．ピックブレーカ等を運転または操作して行うコンクリート、舗装等のとりこわし</p> <p>ヘ．動力草刈機を運転または操作して行う機械除草</p> <p>ト．ポンプ、コンプレッサ、発動発電機等の運転または操作</p> <p>チ．コンクリートカッターの運転または操作</p> <p>b. 人力による合材の敷均しおよび舗装面の仕上げ</p> <p>c. ダム工事において、グリズリホッパ、トリップ付ベルトコンベア、骨材洗浄設備、振動スクリーン、二次・三次破碎設備、製砂設備、骨材運搬設備（調整ビン機械室）を運転または操作して行う骨材の製造、貯蔵または運搬</p> <p>d. コンクリートポンプ車の筒先作業</p> <p>その他、相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、各種作業について必要とされる主体的業務を行うもの</p>
02 普通作業員	<p>普通の技能および肉体的条件を有し、主として次に掲げる作業を行うもの</p> <p>a. 人力による土砂等の掘削、積込み、運搬、敷均し等</p> <p>b. 人力による資材等の積込み、運搬、片付け等</p> <p>c. 人力による小規模な作業（たとえば、標識、境界ぐい等の設置）</p> <p>d. 人力による芝はり作業（公園等の苑地を築造する工事における芝はり作業について主体的業務を行うものを除く）</p> <p>e. 人力による除草</p> <p>f. ダム工事での骨材の製造、貯蔵または運搬における人力による木根、不良鉱物等の除去</p> <p>その他、普通の技能および肉体的条件を有し、各種作業について必要とされる補助的業務を行うもの</p>
03 軽作業員	<p>主として人力による軽易な次の作業を行うもの</p> <p>a. 軽易な清掃または後片付け</p> <p>b. 公園等における草むしり</p> <p>c. 軽易な散水</p> <p>d. 現場内の軽易な小運搬</p> <p>e. 準備測量、出来高管理等の手伝い</p> <p>f. 仮設物、安全施設等の小物の設置または撤去</p> <p>g. 品質管理のための試験等の手伝い</p> <p>その他、各種作業において主として人力による軽易な補助作業を行うもの</p>

職種	定義・作業内容
04 造園工	<p>造園工事について相当程度の技能を有し、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの</p> <p>樹木の植栽または維持管理</p> <p>公園、庭園、緑地等の苑地を築造する工事における次の作業</p> <ol style="list-style-type: none"> a. 芝等の地被類の植付け b. 景石の据付け c. 地ごしらえ d. 園路または広場の築造 e. 池または流れの築造 f. 公園設備の設置
05 法面工	<p>法面工事について相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの</p> <ol style="list-style-type: none"> a. モルタルコンクリート吹付機または種子吹付機の運転 b. 高所・急勾配法面における、ピックハンマ、ブレーカによる法面整形または金網・鉄筋張り作業 c. モルタルコンクリート吹付け、種子吹付け等の法面仕上げ
06 とび工	<p>高所・中空における作業について相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの</p> <ol style="list-style-type: none"> a. 足場または支保工の組立、解体等（コンクリート橋または鋼橋の桁架設に係るものを除く） b. 木橋の架設等 c. 杭、矢板等の打ち込みまたは引き抜き（杭打機の運転を除く） d. 仮設用エレベーター、杭打機、ウインチ、索道等の組立、据付、解体等 e. 重量物（大型ブロック、大型覆工板等）の捲揚げ、据付け等（クレーンの運転を除く） f. 鉄骨材の捲揚げ（クレーンの運転を除く）
07 石工	<p>石材の加工等について相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの</p> <ol style="list-style-type: none"> a. 石材の加工 b. 石積みまたは石張り c. 構造物表面のはつり仕上げ
08 ブロック工	<p>ブロック工事について相当程度の技能を有し、積ブロック、張ブロック、連節ブロック、舗装用平板等の積上げ、布設等の作業について主体的業務を行うもの（48 建築ブロック工に該当するものを除く）</p>
09 電工	<p>電気工事について相当程度の技能かつ必要な資格を有し、建物ならびに屋外における、受電設備、変電設備、配電線路、電力設備、発電設備、通信設備等の工事に関する、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの</p> <ol style="list-style-type: none"> a. 配線器具、照明器具、発電機、通信機器、盤類等の取付け、据付けまたは撤去 b. 電線、電線管等の取付け、据付けまたは撤去 <p>「必要な資格を有し」とは、電気工事士法第3条に規定する以下の4つの資格のいずれかの免状または認定証の交付を受けていることをいう。</p> <p>第1種電気工事士 第2種電気工事士 認定電気工事従事者 特殊電気工事資格者</p>
10 鉄筋工	<p>鉄筋の加工組立について相当程度の技能を有し、鉄筋コンクリート工事における鉄筋の切断、屈曲、成型、組立、結束等について主体的業務を行うもの</p>

職種	定義・作業内容
11 鉄骨工	鉄骨の組立について相当程度の技能を有し、鉄塔、鉄柱、高層建築物等の建設における鉄骨の組立、H.T.ボルト締めまたは建方および建方合番（相番）作業について主体的業務を行うもの（工場製作に従事するものおよび鋼橋の桁架設における作業、鉄骨の組立に必要な足場もしくは支保工の組立、解体等または鉄骨材の捲揚げ作業に従事するものを除く）
12 塗装工	塗装作業について相当程度の技能を有し、塗料、仕上塗材、塗り床等の塗装材料を用い、各種工法による塗装作業（塗装のための下地処理を含む）について主体的業務を行うもの（塗装作業上必要となる足場の組立または解体に従事するものおよび23橋りょう塗装工に該当するものを除く）
13 溶接工	溶接作業について相当程度の技能を有し、酸素、アセチレンガス、水素ガス、電気その他の方法により、鋼杭、鋼矢板、鋼管、鉄筋等の溶接（ガス圧接を含む）または切断について主体的業務を行うもの（工場製作に従事するものを除く）
14 運転手（特殊）	<p>重機械（主として道路交通法第84条に規定する大型特殊免許または労働安全衛生法第61条第1項に規定する免許、資格もしくは技能講習の修了を必要とし、運転および操作に熟練を要するもの）の運転および操作について相当程度の技能を有し、主として重機械を運転または操作して行う次に掲げる作業について主体的業務を行うもの</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 機械重量3t以上のブルドーザ・トラクタ・パワーショベル・バックホウ・クラムシェル・ドラグライン・ローディングショベル・トラクタショベル・レーキドーザ・タイヤドーザ・スクレールドーザ・スクレーパ・モータスクレーパ等を運転または操作して行う土砂等の掘削、積込みまたは運搬 b. 吊上げ重量1t以上のクレーン装置付トラック・クローラクレーン・トラッククレーン・ホイールクレーン、吊上げ重量5t以上のウインチ等を運転または操作して行う資材等の運搬 c. ロードローラ、タイヤローラ、機械重量3t以上の振動ローラ（自走式）、スタビライザ、モータグレーダ等を運転または操作して行う土砂等のかきならしまたは締固め d. コンクリートフィニッシャ、アスファルトフィニッシャ等を運転または操作して行う路面等の舗装 e. 杭打機を運転または操作して行う杭、矢板等の打込みまたは引抜き f. 路面清掃車（3輪式）除雪車等の運転または操作 g. コンクリートポンプ車の運転または操作（筒先作業は除く）
15 運転手（一般）	<p>道路交通法第84条に規定する運転免許（大型免許、中型免許、普通免許等）を有し、主として機械を運転または操作して行う次に掲げる作業について主体的業務を行うもの</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 資機材の運搬のための貨物自動車の運転 b. もっぱら路上を運行して作業を行う散水車、ガードレール清掃車等の運転 c. 機械重量3t未満のトラクタ（ホイール型）・トラクタショベル（ホイール型）・バックホウ（ホイール型）等を運転または操作して行う土砂等の掘削、積込みまたは運搬 d. 吊上げ重量1t未満のホイールクレーン・クレーン装置付トラック等を運転または操作して行う資材等の運搬 e. アスファルトディストリビュータを運転または操作して行う乳剤の散布 f. 路面清掃車（4輪式）の運転または操作
16 潜かん工	加圧された密室内における作業について相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、潜かんまたはシールド（圧気）内において土砂の掘削、運搬等の作業を行うもの
17 潜かん世話役	加圧された密室内における作業について相当程度の技術を有し、潜かん工事またはシールド工事（圧気）についてもっぱら指導的な業務を行うもの

職種	定義・作業内容
18 さく岩工	岩掘削作業について相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、爆薬およびさく岩機を使用する岩石の爆破掘削作業（坑内作業を除く）について主体的業務を行うもの
19 トンネル特殊工	坑内における作業について相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、トンネル等の坑内における主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの a. ダイナマイトおよびさく岩機を使用する爆破掘削 b. 支保工の建込、維持、点検等 c. アーチ部、側壁部およびインバートのコンクリート打設等 d. ずり積込機、バッテリーカー、機関車等の運転等 e. アーチ部および側壁部型わくの組立、取付け、除去等 f. シールド工事（圧気を除く）における各種作業
20 トンネル作業員	坑内における作業について普通の技能および肉体的条件を有し、トンネル等の坑内における主として人力による次に掲げる作業を行うもの a. 各種作業についての補助的業務 b. 人力による資材運搬等 c. シールド工事（圧気を除く）における各種作業についての補助的業務
21 トンネル世話役	トンネル坑内における作業について相当程度の技術を有し、もっぱら指導的な業務を行うもの
22 橋りょう特殊工	橋りょう関係の作業について相当程度の技能を有し、主として次に掲げる作業（工場製作に係るものおよび工場内における仮組立に係るものを除く）について主体的業務を行うもの a. PC 橋の製作のうち、グラウト、シースおよびケーブルの組立、緊張、横締め等 b. コンクリート橋または鋼橋の桁架設および桁架設用仮設備の組立、解体、移動等 c. コンクリート橋または鋼橋の桁架設に伴う足場、支保工等の組立、解体等
23 橋りょう塗装工	橋りょう等の塗装作業について相当程度の技能を有し、橋りょう、水門扉等の塗装、ケレン作業等（工場内を含む）について主体的業務を行うもの
24 橋りょう世話役	橋りょう関係作業について相当程度の技術を有し、もっぱら指導的な業務を行うもの（工場内作業を除く）
25 土木一般世話役	土木工事および重機械の運転または操作について相当程度の技術を有し、もっぱら指導的な業務を行うもの（17 潜かん世話役、21 トンネル世話役または 24 橋りょう世話役に該当するものを除く）
26 高級船員	海面での工事における作業船（土運船、台船等の雑船を除く）の各部門の長または統括責任者をいい、次に掲げる職名を標準とする 船長、機関長、操業長等（各会社が俗称として使用している水夫長、甲板長等を除く） （以下の水面は、海面に含める（27 普通船員、28 潜水土、29 潜水連絡員および 30 潜水送気員についても同様） 海岸法第 3 条により指定された海岸保全区域内の水面 漁港法第 5 条により指定された漁港の区域内的水面 港湾法第 4 条により認可を受けた港湾区域内的水面）
27 普通船員	海面での工事における作業船（土運船、台船等の雑船を含む）の船員で、高級船員以外のもの
28 潜水土	潜水土免許を有し、海中の建設工事等のため、潜水器を用いかつ空気圧縮機による送気を受けて海面下で作業を行うもの （潜水器（潜水服、靴、カブト、ホース等）の損料を含む） 「潜水土免許」とは、労働安全衛生法第 61 条に規定する免許のことをいう

職種	定義・作業内容
29 潜水連絡員	潜水士との連絡等を行うもので次に掲げる業務等を行うもの a. 潜水士と連絡して、潜降および浮上を適正に行わせる業務 b. 潜水送気員と連絡し、所要の送気を行わせる業務 c. 送気設備の故障等により危害のおそれがあるとき直ちに潜水士に連絡する業務
30 潜水送気員	潜水士への送気の調節を行うための弁またはコックを操作する業務等を行うもの
31 山林砂防工	山林砂防工事について相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、山地治山砂防事業（主として山間遠かく地の急傾斜地または狭隘な谷間における作業）に従事し、主として次に掲げる作業を行うもの a. 人力による崩壊地の法切、階段切付け、土石の掘削・運搬、構造物の築造等 b. 人力による資材の積込み、運搬、片付け等 c. 簡易な索道、足場等の組立、架設、撤去等 d. その他各作業について必要とされる関連業務
32 軌道工	軌道工事および軌道保守について相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの a. 軽機械（タイタンパー、ランマー、パワーレンチ等）等を使用してレールの軌間、高低、通り、平面性等を限度内に修正保守する作業 b. 新線建設等において、レール、枕木、バラスト等を運搬配列して、軽機械（タイタンパー、ランマー、パワーレンチ等）等を使用して軌道を構築する作業
33 型わく工	木工事について相当程度の技能を有し、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの a. 木製型わく（メタルフォームを含む）の製作、組立て、取付け、解体等（坑内作業を除く） b. 木坑、木橋等の仕拵え等
34 大工	大工工事について相当程度の技能を有し、家屋等の築造、屋内における造作等の作業について主体的業務を行うもの
35 左官	左官工事について相当程度の技能を有し、土、モルタル、プラスター、漆喰、人造石等の壁材料を用いての壁塗り、吹き付け等の作業について主体的業務を行うもの
36 配管工	配管工事について相当程度の技能を有し、建物ならびに屋外における給排水、冷暖房、給気、給湯、換気等の設備工事に関する、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの a. 配管ならびに管の撤去 b. 金属・非金属製品（管等）の加工および装着 c. 電触防護
37 はつり工	はつり作業について相当程度の技能を有し、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの a. コンクリート、石れんが、タイル等の建築物壁面のはつり取り（はつり仕上げを除く） b. 床または壁の穴あけ
38 防水工	防水工事について相当程度の技能を有し、アスファルト、シート、セメント系材料、塗膜、シーリング材等による屋内、屋外、屋根または地下の床、壁等の防水作業について主体的業務を行うもの
39 板金工	板金作業について相当程度の技能を有し、金属薄板の切断、屈曲、成型、接合等の加工および組立・取付作業ならびに金属薄板による屋根ふき作業について主体的業務を行うもの（46 ダクト工に該当するものを除く）

職種	定義・作業内容
40 タイル工	タイル工事について相当程度の技能を有し、外壁、内壁、床等の表面のタイル張付けまたは目地塗の作業について主体的業務を行うもの
41 サッシ工	サッシ工事について相当程度の技能を有し、金属製建具の取付作業について主体的業務を行うもの
42 屋根ふき工	屋根ふき作業について相当程度の技能を有し、瓦ふき、スレートふき、土居ふき等の屋根ふき作業またはふきかえ作業について主体的業務を行うもの（39 板金工に該当するものを除く）
43 内装工	内装工事について相当程度の技能を有し、ビニル床タイル、ビニル床シート、カーペット、フローリング、壁紙、石こうボードその他ボード等の内装材料を床、壁もしくは天井に張り付ける作業またはブラインド、カーテンレール等を取り付ける作業について主体的業務を行うもの
44 ガラス工	ガラス工事について相当程度の技能を有し、各種建具のガラスはめ込み作業について主体的業務を行うもの
45 建具工	建具工事について相当程度の技能を有し、戸、窓、枠等の木製建具の製作・加工及び取付作業に従事するもの
46 ダクト工	ダクト工事について相当程度の技能を有し、金属・非金属の薄板を加工し、通風ダクトの製作および取付作業に従事するもの（39 板金工に該当するものを除く）
47 保温工	保温工事について相当程度の技能を有し、建築設備の機器、配管及びダクトに保温（保冷、防露、断熱等を含む）材を装着する作業に従事するもの
48 建築ブロック工	建築ブロック工事について相当程度の技能を有し、建築物の躯体および帳壁の築造または改修のために、空洞コンクリートブロック、レンガ等の積上げおよび目地塗作業に従事するもの（08 ブロック工に該当するものを除く）
49 設備機械工	機械設備工事について相当程度の技能を有し、冷凍機、送風機、ボイラー、ポンプ、エレベーター等の大型重量機器の据付け、調整または撤去作業について主体的業務を行うもの
50 交通誘導員 A	警備業者の警備員（警備業法第 2 条第 4 項に規定する警備員をいう）で、交通誘導警備業務（警備員等の検定等に関する規則第 1 条第 4 号に規定する交通誘導警備業務をいう）に従事する交通誘導警備業務に係る一級検定合格警備員又は二級検定合格警備員
51 交通誘導員 B	警備業者の警備員で、交通誘導員 A 以外の交通の誘導に従事するもの

基準額計算表（工事用）

【基本情報】

工 事 名	
元 請 事 業 者 名	
工 事 期 間	~
労 働 者 氏 名	
主 たる 職 種	
最 低 賃 金 減 額 率	
労 働 報 酬 下 限 額	
雇 用 者 又 は 発 注 者 名 称	
雇 用 契 約 又 は 請 負 契 約 期 間	~
基 本 給 等 の 支 給 対 象 期 間 (A)	~
所 定 外 等 賃 金 の 支 給 対 象 期 間	~

【労働時間・手当等情報、労働の対価】

労働時間区分		時間数	手当等区分		支払額	
					1箇月分	按分
(A) の 所 定 労 働 時 間		:	基 本 給 相 当 額			0.0
対象 公 契 約 従 事 者	(A) の 所 定 労 働 時 間	:	諸 手 当	按 分 を 要 す る		0.0
	所 定 外 等 労 働	:		按 分 を 要 さ ない		0.0
	法 定 内 労 働 時 間	:	割 増 賃 金 等			0.0
	時 間 外 労 働 時 間	:	臨 時 の 給 与			0.0
	休 日 労 働 時 間	:	実 物 給 与			0.0
深 夜 労 働 時 間	:				0.0	
労働の対価(1円未満切り上げ)						0

【基準額計算】

区 分	単 価 (1円未満切り捨て)	時 間 数	基 準 額 (1円未満切り捨て)
所 定 労 働 分		0 : 00	
法 定 内 労 働 分		0 : 00	
時 間 外 労 働 分		0 : 00	
休 日 労 働 分		0 : 00	
深 夜 労 働 分		0 : 00	
合 計			0

【基準額と労働の対価の比較】

労 働 の 対 価	0 円	判 定	
基 準 額	0 円		

【労働の対価に含める手当等】

区分	手当等の例
基本給相当額	基本給（定額給）、出来高給等
諸手当	家族手当、通勤手当、都市手当、住宅手当、現場手当、技能手当、有給休暇手当、精勤手当等
割増賃金等	時間外割増賃金、休日割増賃金、深夜割増賃金、法定内労働時間の賃金
臨時の給与	賞与（ボーナス等）、その他の臨時の賃金等
実物給与	通勤用定期・食事等

一人親方の請負代金(消費税抜き)は基本給相当額とする。

【労働の対価に含めない手当等】

区分	手当等の例
特殊な労働に対する手当	突貫手当等
仕事が無いために労働者を休業させた場合に支給される手当	休業手当等
本来は経費にあたる手当	工具手当、車両手当、遠隔旅費手当、携帯電話手当等
対象公契約に係る業務以外の業務に対して支給される手当	調理手当、送迎車運転手当等

【按分を要する、要さないの判断方法】

区分	手当の例
按分を要する	・ 従事した業務に関わらず支給される手当（家族手当、都市手当、住宅手当等） ・ 月額で支給されるため、公契約分とその他分を分離できない手当(月額で支払われる現場手当等)
按分を要さない	公契約分とその他分を分離できる手当（日額で支払われる現場手当等）

【複数月分が支払われた手当等の取り扱い】

通勤手当や賞与等のように、複数月分がまとめて支払われるものについては、直近に支払われた額を1箇月当たり換算します。
下の表に手当等の算出対象期間、支給額を入力することで、1箇月当たりの手当が計算できます。

例) 4/1～6/15の勤務に対し賞与150,000円を支給
算出対象期間に「H25.4.1～H25.6.15」、
支給額に「150,000」を入力

算出対象期間	月数・日数	支給額	1箇月分
～	月 日		

基準額計算表（委託、指定管理用）

【基本情報】

委託名又は管理施設名	
元請事業者名	
委託期間又は指定期間	~
労働者氏名	
最低賃金減額率	
労働報酬下限額	882 円
雇用者名称	
雇用契約期間	~
基本給等の支給対象期間(A)	~
所定外等賃金の支給対象期間	~

【労働時間・手当等情報、労働の対価】

労働時間区分		時間数	手当等区分		支払額	
					1箇月分	按分
(A)の所定労働時間		:	基本給相当額			0.0
対象 公 契 約 従 事 者	(A)の所定労働時間		諸 手 当	按分を要する		0.0
	法定内労働時間			按分を要さない		0.0
	時間外労働時間			割増賃金等		0.0
	休日労働時間			実物給与		0.0
	深夜労働時間			労働の対価(1円未満切り上げ)		0

【基準額計算】

区 分	単価 (1円未満切り捨て)	時間数	基準額 (1円未満切り捨て)
所 定 労 働 分	882	0 : 00	0
法 定 内 労 働 分	882	0 : 00	0
時 間 外 労 働 分	1,102	0 : 00	0
休 日 労 働 分	1,190	0 : 00	0
深 夜 労 働 分	220	0 : 00	0
合 計			0

【基準額と労働の対価の比較】

労働の対価	0 円	判 定	
基準額	0 円		

【労働の対価に含める手当等】

区分	手当等の例
基本給相当額	基本給（定額給）、出来高給等
諸手当	都市手当、住宅手当、現場手当、技能手当等
割増賃金等	時間外割増賃金、休日割増賃金、深夜割増賃金、法定内労働時間の賃金
実物給与	食事等

【労働の対価に含めない手当等】

区分	手当等の例
臨時に支払われる賃金	結婚手当等
1箇月を超える期間ごとに支払われる賃金	賞与等
最低賃金において算入しないことを定める賃金	精皆勤手当、通勤手当、家族手当
対象公契約に係る業務以外の業務に対して支給される手当	送迎車運転手当等

【按分を要する、要さないの判断方法】

区分	手当の例
按分を要する	<ul style="list-style-type: none"> ・ 従事した業務に関わらず支給される手当（都市手当、住宅手当等） ・ 月額で支給されるため、公契約分とその他分を分離できない手当（月額で支払われる現場手当等）
按分を要さない	公契約分とその他分を分離できる手当（日額で支払われる現場手当等）

厚木市労働状況台帳

公契約の名称		受注者	商号又は名称			
公契約の区分			代表者名			
履行期間			所在地又は住所			
履行場所			担当者名		所属部署	
台帳作成日			電話番号		FAX番号	
労働の対価	支払日	下請負者等	請負内容			
	計算期間 A		商号又は名称			
	計算期間 B		代表者名			
	計算期間 C		所在地又は住所			
備考			担当者名		所属部署	
			電話番号		FAX番号	

No.	労働者氏名	主たる職種	最低賃金減額率	労働報酬計算期間		所定労働時間		所定外等労働時間 (対象公契約の業務に係る労働に限る。)				労働報酬下限額	基準額
				基本給等	所定外等	対象契約以外の労働、有給休暇を含む	対象公契約の業務に係る労働	法定内労働	時間外労働	休日労働	深夜労働		
1													
2													
3													
4													
5													
6													
7													
8													
9													
10													
11													
12													
13													
14													
15													
16													
17													
18													
19													
20													

厚木市公契約条例に関するお知らせ

件 名	
履行場所	
履行期限	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日

この工事は、厚木市が定める基準額以上の労働の対価を対象労働者に支払うことが約束されています。

対象労働者の範囲

対象労働者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 正社員、パート、アルバイト、日雇い労働者等、労働の形態を問わず、賃金を支払われる者（労働基準法第9条に規定する労働者） ・ 請負契約により対象工事請負契約に係る作業に従事する者（いわゆる一人親方）
対象とならない労働者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 同居の親族のみを使用する事業又は事務所に使用される者 ・ 労働者ではない者（ボランティア、会社役員等） ・ 現場技術者（現場代理人、監理技術者、主任技術者等） ・ 工事に直接携わらない者（事務員、工事材料の製造に従事する者、給食調理員、家事使用人等）

労働報酬下限額

対象労働者に対して支払われるべき1時間当たりの労働の対価の下限の額を労働報酬下限額といい、労働報酬下限額と労働時間から基準額を算出します。

労働報酬下限額は、別紙のとおりです。

基準額と労働の対価の計算表は、厚木市ホームページからダウンロードできます。

申出をする場合の申出先

対象労働者に支払われた労働の対価が基準額よりも少なかった場合、その労働者は厚木市か受注者に申し出ることができます。申出書は厚木市ホームページからダウンロードするか、下記の申出先からもらってください。

申し出をしたことを理由に、解雇、請負契約の解除その他不利益な扱いはしませんので、ご安心ください。

申出先	住所	電話番号
厚木市総務部契約検査課	〒243-8511 厚木市中町 3-17-17 (厚木市役所本庁舎 3階)	046-225-2080
	〒	

平成 25 年度労働報酬下限額一覧

No.	職種	労働報酬下限額	No.	職種	労働報酬下限額
1	特殊作業員	2,352 円	27	普通船員	2,273 円
2	普通作業員	1,992 円	28	潜水士	3,657 円
3	軽作業員	1,407 円	29	潜水連絡員	2,475 円
4	造園工	2,060 円	30	潜水送気員	2,442 円
5	法面工	2,340 円	31	山林砂防工	2,690 円
6	とび工	2,475 円	32	軌道工	3,972 円
7	石工	2,577 円	33	型わく工	2,363 円
8	ブロック工	2,430 円	34	大工	2,430 円
9	電工	2,240 円	35	左官	2,430 円
10	鉄筋工	2,363 円	36	配管工	2,138 円
11	鉄骨工	2,340 円	37	はつり工	2,397 円
12	塗装工	2,555 円	38	防水工	2,475 円
13	溶接工	2,813 円	39	板金工	2,465 円
14	運転手（特殊）	2,385 円	40	タイル工	2,442 円
15	運転手（一般）	2,025 円	41	サッシ工	2,285 円
16	潜かん工	2,690 円	42	屋根ふき工	1,584 円
17	潜かん世話役	3,195 円	43	内装工	2,430 円
18	さく岩工	2,442 円	44	ガラス工	2,228 円
19	トンネル特殊工	2,532 円	45	建具工	2,318 円
20	トンネル作業員	2,183 円	46	ダクト工	2,048 円
21	トンネル世話役	2,892 円	47	保温工	2,082 円
22	橋りょう特殊工	2,690 円	48	建築ブロック工	2,311 円
23	橋りょう塗装工	2,802 円	49	設備機械工	2,273 円
24	橋りょう世話役	3,027 円	50	交通誘導員 A	1,260 円
25	土木一般世話役	2,510 円	51	交通誘導員 B	1,125 円
26	高級船員	2,915 円			

労働者等の合意の下、見習い、手元等として使用者が判断する者、年金等の受給のために労働の対価を調整している者は、882 円とします。

厚木市公契約条例に関するお知らせ

件名	
履行場所	
履行期限	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日

この業務は、厚木市が定める基準額以上の労働の対価を対象労働者に支払うことが約束されています。

対象労働者の範囲

対象労働者	<ul style="list-style-type: none"> ・正社員、パート、アルバイト、日雇い労働者等、労働の形態を問わず、賃金を支払われる者（労働基準法第9条に規定する労働者） ・請負契約により対象工事請負契約に係る作業に従事する者（一人親方）
対象とならない労働者	<ul style="list-style-type: none"> ・同居の親族のみを使用する事業又は事務所に使用される者 ・労働者ではない者（ボランティア、会社役員等） ・業務に直接携わらない者（事務員、家事使用人等）

労働報酬下限額

対象労働者に対して支払われるべき1時間当たりの労働の対価の下限の額を労働報酬下限額といい、労働報酬下限額と労働時間から基準額を算出します。

労働報酬下限額	882 円
---------	-------

基準額と労働の対価の計算表は、厚木市ホームページからダウンロードできます。

申出をする場合の申出先

対象労働者に支払われた労働の対価が基準額よりも少なかった場合、その労働者は厚木市か受注者に申し出ることができます。申出書は厚木市ホームページからダウンロードするか、下記の申出先からもらってください。

申し出をしたことを理由に、解雇、請負契約の解除その他不利益な扱いはしませんので、ご安心ください。

申出先	住所	電話番号
厚木市総務部契約検査課	〒243-8511 厚木市中町 3-17-17 (厚木市役所本庁舎 3 階)	046-225-2080
	〒	

平成 年 月 日

労働の対価に係る申出書

様

申出者 住 所
氏 名

私に支払われた次の労働の対価について、基準額を下回っているため、申し出ます。

件 名	
支 払 者	
支 払 日	平成 年 月 日
労働の対価 の 額	円

(表)

立入調査員証明書	
写 真	第 号
	所 属 _____
	氏 名 _____
	生年月日 _____ 年 月 日
上記の者は、厚木市公契約条例施行規則別表第1の7の項の規定による立入調査を行う者であることを証明する。	
年 月 日	厚木市長 印

(裏)

厚木市公契約条例施行規則（抜粋）
別表第1（第4条関係）

番号	事 項
7	市長は、対象労働者から5の項の規定による申出を受け、その申出の事実等を確認するため必要があると認める場合又は対象契約において定められた事項の遵守状況を確認するため必要があると認める場合は、受注者に対し、必要な報告若しくは資料の提出を求め、又は市の職員に事業所若しくは作業場に立ち入らせ、支払状況その他の必要な調査（以下「調査等」という。）をさせることができること。
9	7の項の規定により立入調査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、受注者又は受注関係者から請求があったときは、これを提示すること。

平成 年 月 日

調査結果報告書

様

報告者 所在地
氏名・名称
代表者

印

労働者等からなされた申出に関して、次のとおり調査結果を報告します。
なお、申出をした者に対しては、調査結果を回答していることを申し添えます。

件 名		
申出者氏名		
申出年月日		平成 年 月 日
申出内容	支 払 者	
	支 払 日	平成 年 月 日
	労働の対価 の 額	円
調 査 結 果 及 び 対 応 の 内 容		
担 当 者	所 属	
	氏 名	
	電話番号	

平成 年 月 日

是正内容報告書

厚木市長 様

報告者 所在地
氏名・名称
代表者

印

平成 年 月 日付けで是正措置要求を受けた に関し、次のとおり是正措置を講じたので報告します。

是正措置要求 の内容		
講じた是正措置		
担当者	所属	
	氏名	
	電話番号	

厚木市公契約条例に係る誓約書

所在地
氏名・名称
代表者

様

所在地
氏名・名称
代表者

印

貴社と に関する 契約を締結するに当たり、下記の
事項を遵守することを誓約します。

記

- 1 厚木市公契約条例第6条第1項に規定する者（以下「対象労働者」という。）に支払う労働の対価の額は、厚木市が定める基準額を下回らないこと。
- 2 対象労働者の氏名、業種、労働時間その他厚木市長が定める事項を記載した台帳（以下「台帳」という。）を、労働の対価の支払後、速やかに作成し、当該台帳の写しを貴社が指定する期日までに提出すること。
- 3 労働の対価が支払われるべき日において、支払われるべき労働の対価が支払われていない又は支払われた労働の対価の額が基準額を下回るとして、市長又は受注者にその事実を申し出た対象労働者に対し、申出をしたことを理由とした、解雇、請負契約の解除その他不利益な取扱いをしないこと。
- 4 厚木市から必要な報告若しくは資料の提出、又は市の職員による事業所若しくは作業場における支払状況その他の必要な調査（以下「調査等」という。）の実施の求めがあった場合には、協力し、誠実に対応すること。
- 5 4の項の調査等の結果、本誓約書に記載された事項に違反していたことが認められ、当該違反事項について、貴社から是正措置を求められた場合には、速やかにその措置を講ずること。また、講じた措置の内容を貴社が指定する期日までに、書面により貴社に報告すること。
- 6 本誓約書に記載された事項の違反により契約を解除されたとき、異議申し立てをしないこと。
- 7 本誓約書の対象となる契約について、他の者にその一部を請け負わせる、又は他の者から労働者の派遣を受ける場合には、本誓約書と同一の内容を記載した誓約書を提出させること。

平成 年 月 日

厚木市公契約条例に係る確認書

に係る業務の従事に関し、 の主たる職種
は次の職種であることを確認する。

職種

該当	職種	該当	職種	該当	職種
	特殊作業員		さく岩工		左官
	普通作業員		トンネル特殊工		配管工
	軽作業員		トンネル作業員		はつり工
	造園工		トンネル世話役		防水工
	法面工		橋りょう特殊工		板金工
	とび工		橋りょう塗装工		タイル工
	石工		橋りょう世話役		サッシ工
	ブロック工		土木一般世話役		屋根ふき工
	電工		高級船員		内装工
	鉄筋工		普通船員		ガラス工
	鉄骨工		潜水土		建具工
	塗装工		潜水連絡員		ダクト工
	溶接工		潜水送気員		保温工
	運転手(特殊)		山林砂防工		建築ブロック工
	運転手(一般)		軌道工		設備機械工
	潜かん工		型わく工		交通誘導員 A
	潜かん世話役		大工		交通誘導員 B
					手元・見習い等

期間

平成 年 月 日から平成 年 月 日まで

所在地
氏名・名称
代表者

印

住所
氏名

印

厚木市公契約条例

(目的)

第1条 この条例は、市が締結する公契約に係る基本方針を定めるとともに、市及び受注者の公契約の締結に伴う責務を明確にすること等により、当該業務に従事する労働者等の労働環境の整備並びに公契約に係る事務及び事業（以下「公契約事務等」という。）の質の向上を図り、もって地域経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 公契約 市が締結する工事又は製造その他についての請負の契約及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により市の指定を受けたものとして市が締結する公の施設の管理に関する協定（以下「管理協定」という。）をいう。
- (2) 市長等 公契約を締結する権限を有する者（受注者を除く。）をいう。
- (3) 受注者 市と公契約を締結する者をいう。
- (4) 受注関係者 次に掲げる者をいう。
 - ア 下請、再委託その他いかなる名称によるかを問わず、市以外の者から公契約に係る業務の一部について請け負う者
 - イ 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）に基づき受注者又はアに掲げる者へ公契約に係る業務に従事する労働者を派遣する者
- (5) 労働者等 次に掲げる者をいう。
 - ア 受注者又は受注関係者に雇用され、公契約に係る業務に従事する労働基準法（昭和22年法律第49号）第9条に規定する労働者（同居の親族のみを使用する事業又は事務所に使用される者を除く。）
 - イ 自らが提供する労働の対価を得るため、受注者又は受注関係者から公契約に係る業務を請け負う者

(基本方針)

第3条 公契約事務等の実施に当たっての基本となるべき事項（以下「基本方針」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 公契約の過程及び内容の透明性を確保すること。
- (2) 適正な競争を促進し、より予算を有効に執行すること。
- (3) 談合その他の不正行為の排除を徹底すること。
- (4) 公契約の適正な履行を確保すること。
- (5) 労働者等の労働環境に配慮すること。
- (6) 地域経済の活性化に努めること。

(市の責務)

第4条 市は、この条例の目的を達成するため、基本方針の下に公契約に係る施策を推進するものとする。

(受注者の責務)

第5条 受注者は、市の事務及び事業を実施する者としての社会的責任を自覚し、公契約を適正に履行するものとする。

2 受注者は、労働者等の労働環境の整備に努めるものとする。

3 受注者は、受注関係者との契約を締結するに当たっては、関係法令を遵守することが公契約事務等の質の向上に資することを認識し、その契約を締結するものとする。

4 受注者は、市が推進する公契約に係る施策に協力するものとする。

(労働報酬下限額)

第6条 市長は、毎年、次の各号に掲げる公契約の種類ごとに、当該各号に定める者に対して支払われるべき1時間当たりの労働の対価の下限の額(以下「労働報酬下限額」という。)を定めるものとする。

(1) 市が発注する予定価格1億円以上の工事の請負契約(以下「対象請負契約」という。) 対象請負契約に係る業務に従事する労働者等(農林水産省及び国土交通省が公共工事の積算に用いるため毎年度決定する公共工事設計労務単価(以下「設計労務単価」という。)に掲げる職種の業務に従事する者に限る。)

(2) 市が発注する予定価格1,000万円以上の業務の委託に関する契約及び管理協定(市長等が別に定める契約及び管理協定に限る。以下「対象委託契約」という。) 対象委託契約に係る業務に従事する労働者等

2 労働報酬下限額は、対象請負契約及び対象委託契約の内容に応じて、次に掲げる額等を勘案して定めるものとする。

(1) 設計労務単価

(2) 最低賃金法(昭和34年法律第137号)第9条第1項に規定する地域別最低賃金において定める最低賃金額

(3) その他公的機関が定める労務単価の基準

3 市長は、労働報酬下限額を定めようとする場合は、厚木市労働報酬審議会の意見を聴かなければならない。

4 市長は、労働報酬下限額を定めた場合は、これを告示するものとする。

(契約において定める事項)

第7条 市長等は、対象請負契約又は対象委託契約においては、前条第1項各号に掲げる者に対し、受注者が同条に規定する労働報酬下限額以上の労働の対価を支払わなければならないことその他のこの条例の目的を達成するために必要な事項を定めるものとする。

(労働報酬審議会)

第8条 市長は、労働報酬下限額等について調査審議するため、事業者等で構成する厚木市労働報酬審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

2 審議会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

(出資法人等)

第9条 市が出資その他の財政上の援助を行う法人であって、規則で定めるもの(以下「出資法人等」という。)は、この条例の目的に沿って、出資法人等が当事者となる契約については市が当事者となる契約に準じた取扱いをするよう努めるものとする。

(点検等)

第10条 市長は、5年を超えない期間ごとに、この条例の運用状況の点検及び評価を実施し、その結果に基づき必要に応じた措置を講ずるものとする。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、市長等が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。ただし、第6条、第8条並びに附則第3項及び第4項の規定は、同年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 第7条の規定は、この条例の施行の日以後に、公告その他の申込みの誘引又は指定管理者の指定の申請に係る告知を行う対象契約について適用する。

(厚木市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 厚木市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和43年厚木市条例第16号)の一部を次のように改正する。

第1条中第60号を第61号とし、第59号の次に次の1号を加える。

(60) 労働報酬審議会の委員

第2条第1項中「第59号」を「第60号」に改め、同条第2項中「前条第60号」を「前条第61号」に改める。

第3条中「第1条第60号」を「第1条第61号」に改める。

第5条第1項中「第60号」を「第61号」に改める。

第6条第1項第1号中「第59号」を「第60号」に改める。

別表に次のように加える。

60	労働報酬審議会の委員	委員長	日額	8,800円
		委員	日額	7,800円

(厚木市セーフコミュニティ推進条例の一部改正)

4 厚木市セーフコミュニティ推進条例(平成24年厚木市条例第18号)の一部を次のように改正する。

附則第2項を次のように改める。

(厚木市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 厚木市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和43年厚木市条例第16号)の一部を次のように改正する。

第1条中第61号を第62号とし、第60号の次に次の1号を加える。

(61) セーフコミュニティ推進委員会の委員

第2条第1項中「第60号」を「第61号」に改め、同条第2項中「前条第61号」を「前条第62号」に改める。

第3条中「第1条第61号」を「第1条第62号」に改める。

第5条第1項中「第61号」を「第62号」に改める。

第6条第1項第1号中「第60号」を「第61号」に改める。
別表に次のように加える。

61	セーフコミュニティ推進委員会 の委員	委員長	日額	8,800円
		委員	日額	7,800円

厚木市公契約条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、厚木市公契約条例(平成24年厚木市条例第29号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則における用語の意義は、条例の例による。

(対象委託契約の範囲)

第3条 条例第6条第1項第2号の規定に基づき市長が別に定める契約は、次に掲げる契約とする。ただし、条例第2条第5号に規定する労働者等に該当しない者のみを公契約に係る業務に従事させる受注者と締結する契約を除く。

- (1) 庁舎その他の建物(その敷地を含む。)における清掃、警備(警備業法(昭和47年法律第117号)第2条第5項に規定する機械警備業務に関するものを除く。)、駐車場管理、受付、案内又は電話交換に関する契約
- (2) 道路、公園その他の施設の清掃に関する契約
- (3) 給食の調理に関する契約

2 条例第6条第1項第2号の規定に基づき市長が別に定める管理協定は、厚木市立老人憩の家条例(昭和48年厚木市条例第9号)第1条に規定する厚木市立老人憩の家に係る管理協定を除く管理協定とする。

(契約において定める事項)

第4条 条例第7条に規定する必要な事項は、別表第1に掲げる事項とする。

(労働報酬審議会の委員)

第5条 条例第8条に規定する厚木市労働報酬審議会(以下「審議会」という。)の委員は、6人以内とし、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 事業者
- (2) 労働者
- (3) 学識経験を有する者

(任期)

第6条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(臨時委員)

第7条 審議会に、特別の事項を審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

2 臨時委員は、市長が委嘱する。

3 臨時委員は、特別の事項に関する審議が終了したときは、解任されるものとする。

(委員長等)

第8条 審議会に委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指定した委

員がその職務を代理する。

(会議)

第9条 審議会の会議は、委員長が招集する。

2 審議会の会議は、委員（議案に関係のある臨時委員を含む。次項及び第11条において同じ。）の半数以上が出席し、かつ、事業者、労働者及び学識経験を有する者である委員の各1人以上並びに議事に関係のある臨時委員がいる場合はその1人以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(意見等の聴取)

第10条 審議会は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(秘密の保持)

第11条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第12条 審議会の庶務は、条例主管課で処理する。

(委任)

第13条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、委員長が審議会に諮って定める。

(出資法人等)

第14条 条例第9条に規定する出資法人等は、別表第2に掲げる法人とする。

(その他)

第15条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。ただし、第5条から第13条までの規定は、同年1月1日から施行する。

別表第1（第4条関係）

番号	事 項
1	受注者が条例第6条第1項に規定する者（以下「対象労働者」という。）に支払う労働の対価の額は、基準額（対象請負契約又は対象委託契約（以下「対象契約」という。）の締結時の労働報酬下限額及び当該労働に従事した時間数を基に市長が別に定める方法により算出した額をいう。以下同じ。）を下回らないこと。
2	受注者は、受注関係者が対象労働者に支払った労働の対価の額が基準額を下回ったときは、その差額分が支払われるよう、必要な措置を講ずること。
3	受注者は、対象労働者の氏名、業種、労働時間その他市長が別に定める事項を記載した台帳（以下「台帳」という。）を、労働の対価の支払後、速やかに作成し、当該台帳の写しを市長が指定する期日までに市長へ提出すること。
4	<p>受注者は、次に掲げる事項について記載した書面を、対象契約に係る業務が行われる作業場の見やすい適切な場所に掲示し、又は交付することにより、対象労働者に周知すること。</p> <p>(1) 対象労働者の範囲 (2) 労働報酬下限額 (3) 次項の規定による申出をする場合の申出先 (4) 次項の規定による申出をしたことを理由に、解雇、請負契約の解除その他不利益な取扱いを受けないこと。</p>
5	対象労働者は、労働の対価が支払われるべき日において、支払われるべき当該労働の対価が支払われていない場合又は支払われた当該労働の対価の額が基準額を下回る場合は、市長又は受注者にその事実を申し出ることができること。
6	受注者は、対象労働者から前項の規定による申出があった場合は、誠実に対応するとともに、当該対象労働者が当該申出をしたことを理由に、解雇、請負契約の解除その他不利益な取扱いを受けないようにすること。
7	市長は、対象労働者から5の項の規定による申出を受け、その申出の事実等を確認するため必要があると認める場合又は対象契約において定められた事項の遵守状況を確認するため必要があると認める場合は、受注者に対し、必要な報告若しくは資料の提出を求め、又は市の職員に事業所若しくは作業場に立ち入らせ、支払状況その他の必要な調査（以下「調査等」という。）をさせることができること。
8	受注者は、受注関係者が1の項、6の項及び7の項の規定を受注者に準じて遵守するよう受注関係者との契約において当該事項を定めること。
9	7の項の規定により立入調査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、受注者又は受注関係者から請求があったときは、これを提示すること。

10	市長は、7の項の規定による調査等の結果、受注者又は受注関係者が対象契約において定められた事項に違反していると認められるときは、当該違反を是正するための措置を講ずるよう受注者に求めることができること。
11	受注者は、前項の規定により是正するための措置を講ずるよう求められた場合は、速やかに当該措置を講ずるとともに、その内容を市長が指定する期日までに市長に報告しなければならないこと。
12	市長は、受注者が次の各号のいずれかに該当する場合又は受注関係者が第1号に該当する場合は、対象契約が契約であるときは当該対象契約を解除し、対象契約が管理協定であるときはその指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができること。 (1) 7の項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、虚偽の報告若しくは資料の提出をし、又は同項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合 (2) 前項に規定する是正の措置を講ぜず、若しくは報告をせず、又は虚偽の報告をした場合
13	市は、前項の規定による対象契約の解除、取消し又は停止命令によって受注者又は受注関係者に損害が生じた場合において、その損害を賠償する責任を負わないこと。
14	その他市長が対象契約において定める必要があると認める事項

別表第2(第14条関係)

名 称
公益財団法人厚木市体育協会
公益財団法人厚木市勤労者福祉サービスセンター
公益財団法人厚木市文化振興財団
公益財団法人厚木市環境みどり公社
公益社団法人厚木市シルバー人材センター
社会福祉法人厚木市社会福祉協議会

労働基準法（抜粋）

（定義）

第9条 この法律で「労働者」とは、職業の種類を問わず、事業又は事務所（以下「事業」という。）に使用される者で、賃金を支払われる者をいう。

警備業法（抜粋）

（定義）

第2条 この法律において「警備業務」とは、次の各号のいずれかに該当する業務であつて、他人の需要に応じて行うものをいう。

事務所、住宅、興行場、駐車場、遊園地等（以下「警備業務対象施設」という。）における盗難等の事故の発生を警戒し、防止する業務

人若しくは車両の雑踏する場所又はこれらの通行に危険のある場所における負傷等の事故の発生を警戒し、防止する業務

運搬中の現金、貴金属、美術品等に係る盗難等の事故の発生を警戒し、防止する業務

人の身体に対する危害の発生を、その周辺において警戒し、防止する業務

- 2 この法律において「警備業」とは、警備業務を行なう営業をいう。
- 3 この法律において「警備業者」とは、第四条の認定を受けて警備業を営む者をいう。
- 4 この法律において「警備員」とは、警備業者の使用人その他の従業者で警備業務に従事するものをいう。
- 5 この法律において「機械警備業務」とは、警備業務用機械装置（警備業務対象施設に設置する機器により感知した盗難等の事故の発生に関する情報を当該警備業務対象施設以外の施設に設置する機器に送信し、及び受信するための装置で内閣府令で定めるものをいう。）を使用して行う第1項第1号の警備業務をいう。
- 6 この法律において「機械警備業」とは、機械警備業務を行う警備業をいう。

厚木市工事請負契約に係る競争入札の参加停止及び指名停止等措置要綱（抜粋）

（趣旨）

第1条 この要綱は、市が発注する建設工事の適正かつ円滑な施工を確保するため、有資格業者（厚木市の競争入札に参加することができる者の資格等に関する規程（平成元年厚木市告示第31号）第6条の入札資格者名簿に登録された者をいい、共同企業体を含む。以下同じ。）が工事に係る事故を起こし、又は贈賄等の不正を行った場合の競争入札の参加停止及び指名停止等の措置（以下「停止措置」という。）について必要な事項を定めるものとする。

（停止措置）

第2条 市長は、有資格業者が別表第1から別表第3までの各号（以下「別表各号」という。）に掲げる措置要件のいずれかに該当するときは、当該別表各号に定めるところにより期間を定め、当該有資格業者について停止措置を行うものとする。この場合において、有資格業者が別表第3の各号に掲げる措置要件に該当するか否かの判断は、神奈川県警察本部長に対する照会結果又は神奈川県警察本部長からの通知に基づき行うものとする。

2 前項の停止措置は、厚木市契約制度等検討委員会に諮った上で決定するものとする。ただし、緊急を要する等の事情がある場合は、この限りでない。

3 市長は、指名停止を行った場合は、工事請負契約のための指名を行うに際し、当該指名停止に係る有資格業者を指名してはならない。

4 市長は、当該停止措置に係る有資格業者を現に競争入札における参加資格を有することを確認し、又は指名しているときは、これを取り消すものとする。ただし、当該有資格業者から当該工事に係る入札辞退の申出があった場合は、この限りでない。

（下請負人及び共同企業体に関する停止措置）

第3条 市長は、第2条第1項の規定により停止措置を行う場合において、当該停止措置について責を負うべき有資格業者である下請負人があるときは、当該下請負人について、元請負人の停止措置の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、併せて停止措置を行うものとする。

2 市長は、第2条第1項の規定により共同企業体について停止措置を行うときは、当該共同企業体の有資格業者である構成員（明らかに当該停止措置について責を負わないと認められる者を除く。）について、当該共同企業体の停止措置の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、併せて停止措置を行うものとする。

3 市長は、第2条第1項又は前2項の規定による停止措置に係る有資格業者を構成員に含む共同企業体について、当該停止措置の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、停止措置を行うものとする。

（停止措置の期間の特例）

第4条 有資格業者が1の事案により別表各号の措置要件の2以上に該当したときは、当該措置要件ごとに規定する期間の短期及び長期の最も長いものをもってそれぞれ停止措置の期間の短期及び長期とする。

2 有資格業者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合における停止措置の

期間の短期は、別表各号（別表第3の各号を除く。以下この条において同じ。）に定める短期の2倍（当初の停止措置の期間が1箇月に満たないときは、1.5倍）の期間とする。

(1) 別表各号の措置要件に係る停止措置の期間の満了後1年を経過するまでの間（停止措置の期間中を含む。）に、新たに別表各号の措置要件に該当することとなったとき。

(2) 別表第2第1号から第7号までの措置要件に係る停止措置の期間の満了後3年を経過するまでの間に、新たに同表第1号から第7号までの措置要件に該当することとなったとき（前号に掲げる場合を除く。）。

3 市長は、有資格業者について情状酌量すべき特別の事由があるため、別表各号及び前2項の規定による停止措置の期間の短期未満の期間を定める必要があるときは、停止措置の期間を当該短期の2分の1まで短縮することができる。

4 市長は、有資格業者について極めて悪質な事由があるため又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表各号及び第1項の規定による長期を超える停止措置の期間を定める必要があるときは、停止措置の期間を当該長期の2倍まで延長することができる。ただし、停止措置の期間は、3年を超えることができない。

5 市長は、停止措置の期間中の有資格業者について、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかになったときは、別表各号及び前各項に定める期間の範囲内で停止措置の期間を変更することができる。

6 市長は、停止措置の期間中の有資格業者が、当該事案について責を負わないことが明らかになったと認めるときは、当該有資格業者について停止措置を解除するものとする。

7 別表第3の第1号又は第3号に該当することにより停止措置を行った場合は、当該停止措置を行ったときから、同表第1号においては12箇月、同表第3号においては3箇月を経過した時点における、神奈川県警察本部長への照会結果又は神奈川県警察本部長からの通知により、当該停止措置の要件に該当しないと認められたときに、停止措置を解除するものとする。

（停止措置の通知）

第5条 市長は、第2条第1項若しくは第3条各項の規定により停止措置を行い、第4条第5項の規定により停止措置の期間を変更し、又は同条第6項の規定により停止措置を解除したときは、当該有資格業者に対し遅滞なく通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により停止措置の通知をする場合において、当該停止措置の事由が市の発注した工事等に関するものであるときは、必要に応じて改善措置の報告を徴するものとする。

（随意契約の相手方の制限）

第6条 市長は、停止措置の期間中の有資格業者を随意契約の相手方としてはならない。

2 前項の規定にかかわらず、当該有資格業者と随意契約を緊急に締結しないと市民生活に、又は行政執行上、著しい影響を与えるおそれがあり、かつ、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 工事又は製造が特許の施工方法を採用する場合で、その特許権を有するとき。

(2) 既設の設備と密接不可分な関係にあり、同一施工者又は設置者以外の者に施工又は設置をさせた場合、その使用に支障が生じるおそれがある設備、機械等の改修等の場合で、他に相応する者がいないとき。

(3) 工事又は製造が特別の技術を要する場合で、他に相応する者がいないとき。

(4) 災害等緊急に市発注工事等を施工しなければならないとき。

(5) その他特にやむを得ない事由があると認められる場合で、他に相応する者がいないとき。

3 市長は、前項の規定により随意契約を締結する場合は、原則として、厚木市契約制度等検討委員会の承認を経るものとする。

(下請の禁止)

第7条 市長は、停止措置の期間中の有資格業者に、新たに工事の全部又は一部について、下請をさせてはならない。

(停止措置に至らない事由に関する措置)

第8条 市長は、停止措置を行わない場合において、必要があると認めるときは、当該有資格業者に対し、書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことができる。

(工事事務等の報告)

第9条 工事を担当する課等の長(以下「工事担当課長」という。)は、担当する工事において停止措置に該当すると思われる工事事務等が発生したときは、当該工事を施工する有資格業者に速やかに事故報告書を提出させ、直ちに必要な処置を採るものとする。

2 工事担当課長は、事故報告書の提出を受けた場合は、契約主管課長に報告するものとする。

(準用)

第10条 この要綱は、業務委託契約及び物件供給契約に係る有資格業者について準用する。

附 則

1 この基準は、平成2年4月1日から施行する。

2 この基準の施行日前に厚木市建設工事指名競争入札参加者指名選考基準(昭和63年4月1日施行。以下「旧基準」という。)の規定により指名保留の措置を受けた入札参加者については、この基準による指名停止の措置を受けたものとみなし、指名保留期間の終了する日までの間、旧基準による措置期間とする。

附 則

この基準は、平成3年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成4年11月20日から施行する。

附 則

この基準は、平成7年5月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成10年4月1日から施行する。

附 則
この要領は、平成13年4月1日から施行する。

附 則
この要領は、平成14年6月1日から施行する。

附 則
この要領は、平成17年4月1日から施行する。

附 則
この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則
この要綱は、平成21年7月10日から施行する。

附 則
この要綱は、平成24年1月1日から施行する。

附 則
この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則
この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

別表第1（第2条関係） 事故等に基づく措置基準

措 置 要 件	期 間
<p>（虚偽記載） （1）市の発注する工事（以下「市発注工事」という。）の請負契約に係る一般競争入札及び指名競争入札において、入札参加資格審査申請書、入札参加資格審査資料その他の入札前の調査資料に虚偽の記載をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	1 箇月以上 6 箇月以内
<p>（過失による粗雑工事） （2）市発注工事の施工に当たり、過失により工事を粗雑にしたと認められるとき（かしが軽微であると認められるときを除く。）。 （3）前号に掲げる工事以外の工事（以下この表において「一般工事」という。）の施工に当たり、過失により工事を粗雑にした場合において、かしが重大であると認められるとき。</p>	1 箇月以上 6 箇月以内
<p>（公契約条例に係る契約違反） （4）厚木市公契約条例（平成24年厚木市条例第29号）第6条第1項に定める工事の施工に当たり、同条例第7条の規定に基づき定めた事項に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	1 箇月以上 3 箇月以内
<p>ア 厚木市公契約条例施行規則（平成24年厚木市規則第63号）別表第1の7の項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、虚偽の報告若しくは資料の提出をし、又は同項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。</p>	6 箇月
<p>イ 厚木市公契約条例施行規則別表第1の11の項に規定する是正の措置を講ぜず、若しくは報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。</p>	6 箇月
<p>ウ 厚木市公契約条例第2条第4号に規定する受注関係者が、厚木市公契約条例施行規則別表第1の8の項の規定により受注者に準じて遵守することとされた同表7の項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、虚偽の報告若しくは資料の提出をし、又は同項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合で、請負人の責に帰すべきものであると認められるとき。</p>	6 箇月
<p>（契約違反） （5）第2号に掲げる場合のほか、市発注工事の施工に当たり、契約に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	1 箇月以上 4 箇月以内

<p>(安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故) (6) 市発注工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害(軽微なものを除く。)を与えたと認められるとき。</p>	<p>1 箇月以上 9 箇月以内 1 箇月以上 6 箇月以内</p>
<p>(7) 一般工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。</p>	<p>1 箇月以上 6 箇月以内</p>
<p>(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故) (8) 市発注工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。</p>	<p>1 箇月以上 3 箇月以内</p>
<p>(9) 一般工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。</p>	<p>1 箇月以上 6 箇月以内</p>
<p>(安全管理措置の不適切により生じた事故) (10) 市発注工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、施設に損害(軽微なものを除く。)を与えたとき。</p>	<p>1 箇月以上 3 箇月以内</p>
<p>(11) 一般工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、施設に損害を与えたとき。</p>	

地方自治法（抜粋）

（公の施設の設置、管理及び廃止）

- 第244条の2 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。
- 2 普通地方公共団体は、条例で定める重要な公の施設のうち条例で定める特に重要なものについて、これを廃止し、又は条例で定める長期かつ独占的な利用をさせようとするときは、議会において出席議員の3分の2以上の者の同意を得なければならない。
 - 3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第244条の4において「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができる。
 - 4 前項の条例には、指定管理者の指定の手続、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項を定めるものとする。
 - 5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。
 - 6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。
 - 7 指定管理者は、毎年度終了後、その管理する公の施設の管理の業務に関し事業報告書を作成し、当該公の施設を設置する普通地方公共団体に提出しなければならない。
 - 8 普通地方公共団体は、適当と認めるときは、指定管理者にその管理する公の施設の利用に係る料金（次項において「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として收受させることができる。
 - 9 前項の場合における利用料金は、公益上必要があると認める場合を除くほか、条例の定めるところにより、指定管理者が定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該利用料金について当該普通地方公共団体の承認を受けなければならない。
 - 10 普通地方公共団体の長又は委員会は、指定管理者の管理する公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対して、当該管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。
 - 11 普通地方公共団体は、指定管理者が前項の指示に従わないときその他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないとき認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

最低賃金法（抜粋）

（地域別最低賃金の原則）

第9条 賃金の低廉な労働者について、賃金の最低額を保障するため、地域別最低賃金（一定の地域ごとの最低賃金をいう。以下同じ。）は、あまねく全国各地域について決定されなければならない。

2 地域別最低賃金は、地域における労働者の生計費及び賃金並びに通常の仕事の賃金支払能力を考慮して定められなければならない。

3 前項の労働者の生計費を考慮するに当たっては、労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるよう、生活保護に係る施策との整合性に配慮するものとする。